

オーストラリア憲法前史概説

甲 斐 素 直

〔はじめに〕

筆者は、目下、オセアニア地域における憲法発展の総合研究を行っている。本稿は、その第一稿で、当初、オーストラリア連邦憲法史全体を記述する意図で執筆を開始した。しかし、オーストラリア連邦憲法成立の時点までで、すでに予定した紙幅を大幅に超えている。そして、連邦憲法成立に至る過程は、それ自体として興味深いものと信じるので、連邦憲法成立後の歴史については将来の課題とし、ひとまず前史を上梓することとした。

本論に入る前に、現在のオーストラリア連邦の概要を紹介する。

二〇一一年の国勢調査の結果によると、オーストラリアの総人口は二、一五〇万七、七一七人で、これは二〇〇六年の国勢調査に比べ、八・三%の増加となっている。オーストラリア最初の国政調査は一九二一年に行われているが、その際には「純血のアボリジニを除外した」総人口は四四五万五、〇〇五人だった。したがって、一〇〇年間で約五倍に人口が増加し、しかもいまだその増勢が衰えていない若い国家といえることができる。^①

オーストラリア連邦は、米国類似の二院制の議会を有する国家である。オーストラリア連邦議会の基礎となっているのは、六つの州と二つの特別地域である。

ニューサウスウェールズ州 (The State of New South Wales ≡ NSW) は、最初の英国入植地であり、当初はオーストラリ



もつとも人口の多い州となっている。州都はシドニーである。

ヴィクトリア州 (The Crown State of Victoria = VIC) は、面積二二万七、四一六平方キロで大陸部の州としては最小であるが、人口はニューサウスウェールズ州に次いで多い。二〇一一年現在の人口は五三万五、〇四〇人で、これは二〇〇六年に比べ八・五%の増加となっている。州都はメルボルンである。

クイーンズランド州 (State of Queensland = QLD) は、人口はオーストラリア第三位で四三三万二、七三七人であり、こ

ろ全域を支配していた。他の植民地が分離した結果、現在の面積は八〇

万六四二平方キロである。二〇一一年現在の人口は六九二万七、六五六人で二〇〇六年に比べ五・六%の増加を示しており、オーストラリアで

これは二〇〇六年に比べ一・一%の増加である。州の総面積は一八五万二、六四二平方キロに達し、二番目に大きな州で、オーストラリア大陸の四分の一を占める。州都はブリスベンである。

西オーストラリア州 (Western Australia = WA) は、面積二五二万九、八七五平方キロとオーストラリア最大の州であり、本土面積の三分の一を占める。人口は二三三万九、一七一人で、二〇〇六年に比べ一四・三%ときわめて大きな増加を示している。州都はパースである。

南オーストラリア州 (The State of South Australia = SA) は、面積九八万四、三七七平方キロ、人口一五九万六、五七〇人で二〇〇六年に比べ五・四%の増加である。州都はアデレードである。

タスマニア州 (State of Tasmania = TAS) は、オーストラリア本土の南方海上に位置するタスマニア島全域で形成される州で、面積九万七五八平方キロとオーストラリア最小の州である。人口は四九万五、三五一人で、これも豪州の州としては最小である。増加率は四%に過ぎず、これもオーストラリアで最も低いものとなっている。州都はホバートである。

これら諸州は、いずれもオーストラリア連邦成立以前に、それぞれ相互に独立した植民地として建設され、連邦成立と共に、

その州となったものである。

これに加え、二つの特別地域 (Territory) が、やはり議会の基礎とされている。

首都キャンベラ及びその水源地域は、米国の首都であるワシントン D.C. 同様に、連邦成立以来、連邦直轄地域とされ、オーストラリア首都特別地域 (The Australian Capital Territory = ACT) と呼ばれる。基本的にニューサウスウェールズ州に取り囲まれている。ACTに関連し、海に出るための連邦直轄区域ジャービス湾特別地域 (Jervis Bay Territory) が設けられているが、ACTには属さない。人口は三五万六、五八六人で二〇〇六年に比べ一〇・三%の増加を示している。面積は二、三三八平方キロである。

北部準州 (The Northern Territory = NT) は、もとはニューサウスウェールズ植民地の一部であったが、その当時は全く放置されていた。一八六三年、南オーストラリア植民地がこの地域の編入を申請し認められた。南オーストラリアは日本人を入植させる計画だったがうまく行かず、結局一九一一年に連邦政府に返還した。以後、連邦政府の直轄地となっていたが、一九七八年に連邦政府から自治権を獲得し、準州の地位を認められた。人口は二二万一、九四三人で、二〇〇六年に比べ九・九%の増加率となっている。面積は一四二万九六八平方キ

ロと、第三位に位置する。準州府はダーウィンにおかれている。

一 オーストラリア憲法前史

(一) アボリジニ

アボリジニ (Aborigine) という英語は、本来は日本語の原住民に当たる言葉であったが、今日では狩猟採集生活を営んでいたオーストラリア大陸と周辺島嶼の先住民をもつばら意味する言葉となっている。

彼らの先祖がオーストラリア大陸に上陸した時期は、遺物などの分析から五万年ないし一二万年以上前とされているが、定説はない。

(二) 西欧人によるオーストラリアの発見

一世紀頃に活躍したギリシャの地理学者のプトレマイオス (Claudius Ptolemaeus) は、地球を球体として捉え、緯度や経度を伴う地図を初めて書いたことで知られるが、球体としてのバランスを保つため、南半球にも北半球と同じような大きな大陸が存在するという概念を、その著「地理学 (Geographike Hyphegesis)」において述べ、その大陸を「南の未知の土地 (Terra Australis Incognita)」と呼んだ。この「地理学」を信じてコロンブスがアメリカを発見したことから、同書は大航海

時代に大きな影響を与えた。

ネーデルランドは、一五九五年にインドネシアに到達し、その地域と欧州との貿易を独占するため東インド会社 (Vereenigde Oostindische Compagnie = VOC) を一六〇二年に設立した。同社はインドネシアとの交易を進める過程で、インドネシアの南に大きな大陸があるらしいことを知り、これが伝説のテラ・オーストラリスではないかと考え、タスマンに命じて探検させた⁽²⁾。タスマンは、一六四四年にオーストラリア大陸の西海岸を発見し、ノヴァ・ホランディアと名付けた⁽³⁾。今日の西オーストラリア州に相当する地域である。しかし、この地は不毛の大地であると考え、特に領有を宣言することはなかった。本格的に欧州にオーストラリアの存在が知られるようになったのは、それから一二六年過ぎた一七七〇年に、英国海軍のクック (James Cook) が、同大陸の東海岸を発見した時からである⁽⁴⁾。彼が上陸した場所は、きわめて植物相が豊かであつた新種が多かつたことに同行した植物学者が驚喜したことから、ボタニー湾 (Botany Bay = 植物学湾) と名付けられた。

クックは、この時点でアポリジニと接触を持っているが、アポリジニが特定の場所に定住することなく、放浪の生活を送っていることから、土地所有権を持たない民と考え、オーストラリア全体を無主の土地 (Terra nullius) と認定した⁽⁵⁾。そこで、

東海岸のすべての海岸線に対する英国の領有を宣言し、英国の南ウエールズ地方に似た風土であるという意味から、ニューサウスウエールズ (New South Wales) と命名した。

一八〇一〜一八〇三年に、英国海軍のフリンダース (Matthew Flinders) によつて行われた大陸一周航海により、はじめてノヴァ・ホランディアとニューサウスウエールズが同一の大陸に属する土地であることが確認された⁽⁶⁾。

(三) 白人の入植

一七一七年に、英国議会は海賊法 (Piracy Act 1717) と通称される法律を成立させた⁽⁷⁾。それ以前であれば、強盗や窃盜は、すべて死刑とされていたが、同法は比較的軽い重罪 (Felony) で有罪判決を受けた者、または死刑が王室の恩赦によつて減刑されるかもしれない可能性がある者に対して、死刑に代替する刑として、北米に七年間の流刑を行うという制度を定めた。同法により、一七一八年から一七七六年まで、多数の囚人が北米植民地に流刑になった。

一七七六年に米国独立戦争が勃発し、英国は一七八四年にパリ条約で米国の独立を承認した。戦争で流刑が中断していたため、その時点には、英本国の監獄は満杯になっていた。米国の独立を承認したことから、内務大臣 (Home Secretary) の地

位にあつたシドニー卿 (Thomas Townshend, 1st Viscount Sydney) は、速やかに米國に代わる新しい流刑地を開発する必要に迫られ、世界各地に植民船団を派遣した。

カナダのノヴァ・スコシア (Nova Scotia) 地方に派遣された植民船団は、その地を派遣者であるシドニー卿を記念してシドニーと名付けた。米國獨立戦争で敗れた王党派がここに移住して植民地として發展させた。

同様に、シドニー卿は、一七八五年二月六日に、クックの発見したボタニー湾に植民地を建設することとして植民船団を送り出した。船団は一七八八年一月一日に現地に到着した。しかし、現地に着いて付近を調査した結果、ボタニー湾より、その北にある別の湾の方がより良港であると判断され、そちらに植民することとなった。そこで、この湾を、シドニー卿を記念してシドニー湾 (Sydney Cove) と名付けた。船団は一七八八年一月二六日に初めてシドニー湾に上陸し、英國旗を掲げた。これがオーストラリアの建国の日 (Australia Day) とされ、今日、祝日とされている。

この最初の植民船団は一一隻の船からなり、一、〇四四人の植民者と六九六人の囚人からなっていた。植民地そのものはアルビオン (Albion) と名付けられた⁽⁸⁾。しかし、いつの間にか、植民地名もシドニーと呼ばれるようになって、今日に至ってい

る。

一七八七年四月、つまり植民船団の出発後、オーストラリアに到着する以前の時点で、同植民地に民事裁判所および刑事裁判所を設置することなどを定めた國王の勅許状 (Letters Patent) が発せられた。同時に刑事裁判所の運用について定められた⁽⁹⁾。一七八七年ニューサウスウェールズ法が本國議會で制定された。この法律が、根本法規として機能するという意味において、オーストラリアにおける最初の憲法となる。

二 植民地憲法

(一) 植民地の發展

ニューサウスウェールズ植民地は、当初、建前上はオーストラリアのすべて及びニュージージーランドという広大な地域を支配していた。しかし、実効的に支配していたのはシドニー近辺に限られていた。そこで、シドニーから実効支配が困難な地域については、植民地として成り立つだけの人口さえあれば、英國はそこを獨立した植民地とした。最初に、ここから分離して獨立した植民地とされたのはタスマニア島で、一八二五年のことである。ここには早くから、シドニーとは別に流刑囚が送られたためである。

この時期、イギリスのオーストラリア・ニュージージーランド領

有に対抗しようとしたフランスは、南太平洋に積極的な進出を開始していた。例えばタヒチ島はポリネシア系のポマレ王朝によって支配されてきたが、一八四二年に女王ポマレ四世がフランスの圧力に屈し、タヒチ島とモーレア島をフランスの保護領とする条約に署名している。また、ニューカレドニア島は一八五三年九月二四日、ナポレオン三世の派遣した提督フェヴリエール・ポワント (Auguste Fevrier-Despointes) によってフランス領と宣言されていた。こうして、今日、フランスの海外準領 (Collectivité d'outre-mer) とされる仏領ポリネシア (Polynésie française) 等が確立してくる。

同様に、ドイツ・ハンザ同盟の商館が一八五七年以降、サモアに交易の拠点を置き、とりわけコブラ貿易や南太平洋各入植地へのドイツ移民の移送に力を入れながら、太平洋の貿易網を確立してくる。

こうした欧州列強の進出に対抗してオーストラリアの長い海岸線を、シドニーから二元的に守るのは無理がある。実際、一九世紀初めには、西オーストラリアにフランスが植民地を設置する可能性がかなりあった。そこで、急遽、西オーストラリアに植民地を設置する勅許状が一八二九年に下り、同年中に、直ちにスワン川入植地 (Swan River Colony) に植民が始まった。^⑩今日のパースにあたる地域である。

また、南オーストラリア植民地に対する勅許状が一八三四年に下り、一八三六年から入植が始まった。^⑪今日、アデレードを中心とする地域である。

他方、ニュージージーランドは、一八四〇年四月にイギリス領と宣言され、同年六月、ニューサウスウェールズ立法評議会は、ニュージージーランドをニューサウスウェールズ植民地の一部とする法律を制定した。しかし、わずか二ヶ月後の同年八月、イギリス議会は、一八四〇年ニューサウスウェールズ継続法 (New South Wales Continuance Act 1840 (UK)) を制定し、ニュージージーランドをニューサウスウェールズから独立した植民地とすることとなった。^⑫

以下、順次、メルボルンを中心とするヴィクトリア植民地が一八五一年に、ブリスベンを中心とするクイーンズランド植民地が一八五九年に、それぞれニューサウスウェールズから分離して、独立の植民地とされた。

これらの植民地は、それぞれ英本国から総督が派遣され、支配していた。

(二) オーストラリア統治法

植民地社会が成長拡大してくると、人々の間に、英本国なみの市民の権利、すなわち代表制による立法機関の設置や陪審制

法廷などを求める声が高まってくるのは当然である。オーストラリア植民地は、米国独立という苦い経験をきっかけとして設置されたものであるだけに、英本国は、こうした要求に敏感であった。まず一八二三年に英国議会において、統治機構や司法制度の改革を目的としたニューサウスウェールズ法¹³が制定され、同法およびこれに続く一八二八年オーストラリア裁判所法¹⁴などにより、自主立法、自主司法が一定の枠内で認められるようになる。

この時期に、オーストラリアの外で、オーストラリアの自主独立を助長する方向に向けての追い風が吹いた。

第一に、英本国において、いわゆる腐敗選挙区に対する民衆の不満が高まり、ついに一八三二年に、第一回の選挙法大改正が行われた。

第二に、カナダにおいて一八三七年に対英反乱が起きた。この時期、カナダの英国植民地は、現在のオンタリオ州に相当する地域に所在する上カナダ (Upper Canada) と、現在のケベック州に相当する下カナダ (Lower Canada) の二つの植民地に分かれていた。

上カナダは米国から逃れた王党派及び英国からの移民を中心とする英語系の地域であったのに対し、下カナダはもともとフランス植民地だったところで、フランス系住民の多いため、風

俗習慣にかなりの違いがあった。そのため、一七九〇年に英本国議会を通過した植民地統治法 (Constitutional Act 1791)¹⁵は、上カナダと下カナダによって統治のやり方を定めることを予定していた。すなわち、上カナダはイギリスの法律と機構に組み込まれたのに対し、下カナダはフランス市民法で統治され、カトリック信仰もみとめられていた。

それにも関わらず、一八三七年に、両植民地で時期を同じくして、責任政府を求める反乱が起こったのである。上カナダの場合には、王党派の支配に対する英国からの移民の不満が原因であった。下カナダの場合には、政府が少数派である英語を話す市民に牛耳られ、しかもイギリス本国の意向に沿うことが本流であったことに対する不満であった。結局、上カナダと下カナダに区分して統治する方式は廃止され、一八四〇年七月二三日に制定された連合法 (Act of Union 1840)¹⁶により、カナダ連合 (一八四一—一八六六) という一つの政体に統一され、植民地人による責任政府体制に移行することとなった。

第三に、この時期に、囚人を流刑にすることに対する批判が英本国で高まってきた。英国議会の下院に一八三七—三八年に設けられたモールズワース委員会 (Molesworth Committee) の報告書は、流刑一般を批判し、流刑制度は、犯罪を助長し、多額の費用が必要な非道徳的な制度であるとされ、早期の流刑

制度の廃止を求めていた¹⁷。これを受けて英国政府はオーストラリアへの流刑制度を廃止することとし、一八四〇年に、まずニューサウスウェールズ植民地への囚人輸送が停止された。他の地域でも逐次その廃止が行われ、一八五〇年代には最後まで残っていたタスマニア島への流刑制度が廃止された。

こうした状況の中で、オーストラリアについても、植民地の立法機関には代議制が導入されることとなる。一八四二年にオーストラリア統治法¹⁸が英本国議会で制定されたのである。これにより、ニューサウスウェールズの立法評議会の構成員のうち三分の二が、一定の財産資格を有する男子により選挙されることとなった。

さらに、一八五〇年オーストラリア統治法¹⁹により、同様の制度は、その時点以前に独立の植民地とみとめられていたすべての植民地、すなわちタスマニア、南オーストラリア及び西オーストラリアにも拡大された。つまり、オーストラリアは、カナダのように、自ら強く要求するまでもなく、自治権を獲得することができたのである。

この一八五〇年統治法は、ニューサウスウェールズ植民地に関しは、立法評議会のための選挙資格を自由化した。同法は、総督及び立法評議会に、本国の同意を得て、任命制及び選挙制の二院制を導入する権限を与えた。同時にヴィクトリア植民地

がニューサウスウェールズ植民地から分離することを認めた。

(三) 責任政府と植民地憲法の制定

オーストラリアの自治権拡大の要求は、しかし、英国の予想を上回っていた。ニューサウスウェールズ植民地の入植者は、一八五〇年統治法が、地元には税収に対するコントロール権を十分に与えておらず、また、立法府に完全な権限を与えていないと、同法を批判した。そこで、ニューサウスウェールズ植民地では、自らの憲法草案を、立法評議会に設置した委員会によって起草し、立法評議会での改正後、一八五三年八月九日に採択され、英国に送付した。

英国当局は、この憲法草案は、自治の方向に行き過ぎていると考えたので、それを議会で提案する前に修正した上で議会上程した。このニューサウスウェールズ植民地憲法として知られる法典は、一八五五年七月一六日に国王の裁可を受けて正式に発効した²⁰。

この憲法は、二院制の議会を創設している。下院は緩やかな財産制限の下で選挙された議員で構成され、上院は任命制である。同法は、租税の徴収を含む幅広い地域に関する事務に関する権限を認めているが、英本国は依然としてその立法を禁止する権限を保有していた。

同憲法はまた、ニューサウスウェールズ植民地総督に、執行委員会の助言を得て公職を任命する権限を与えている。すなわち、議会から選任された国務大臣によって組織されるという意味で責任政府 (responsible government) を樹立することは、明示的には定められていないが、この規定は明らかにそれを意図したものであった。

これをきっかけに、各植民地は、次々と起草した憲法草案を英本国に送付した結果、この時期以降、各植民地は次々とその憲法を持つことになる。すなわちタスマニア⁽²¹⁾及びヴィクトリア⁽²²⁾は一八五五年、南オーストラリアは一八五六年、クイーンズランドは一八六七年、西オーストラリアは一八九〇年に、それぞれ英国議会の制定した法律という形で、自主憲法を持つに至った。

なお、ニュージールランドでは、ニューサウスウェールズより早く一八五二年にニュージールランド憲法が制定されている。⁽²⁶⁾一八六三年、最初のオーストラリア大陸にある全植民地会議 (Intercolonial Conference) がメルボルンで開催され、関税など共通の関心事について討議した。この会議はオーストラリア連邦が成立するまでの約四〇年間に合計八三回開催されることになる。⁽²⁷⁾ いわば、オーストラリア連邦の基礎となる会議体である。

オーストラリア憲法前史概説 (甲斐)

三 白豪主義

(一) 奴隷制

大英帝国には、かつて全域に奴隷制が存在していた。英国本国で奴隷制が消滅したのは一七七二年のことであった。この年、ロンドンで、サマーセット (James Somerset) 事件が起こった。所有者は黒人奴隷のサマーセットを働かせるためジャマイカに送ろうとした。これに対し、サマーセットは人身保護令状の救済を受け、裁判となった。高等法院 (Court of King's Bench) 主席判事のマンズフィールド卿 (Chief Justice William Mansfield) は、同年六月二二日、奴隷制を認める法が英国にないことを理由に「この黒人は放免されなければならない」と判決した。⁽²⁸⁾

この結果、奴隷という身分はイギリスの法では存在しないこととされ、国内にいた一万人から一万四千人の奴隷は解放された。ただし、この判決はジャマイカや米国などには効力を持たなかった。奴隷貿易の廃止は一八〇七年の奴隷貿易法 (Slave Trade Act 1807)⁽²⁹⁾、そして植民地を含む全面的な廃止は一八三三年の奴隷制度廃止法 (Slavery Abolition Act 1833)⁽³¹⁾まで待つ必要があった。オーストラリアの場合、流刑囚という無償の労働力があつた

ため、当初の時点では奴隷労働に依存する必要は無かった。しかし、上述したとおり、モールズワース委員会の勧告により、一八四〇年以降、徐々に流刑制度が廃止になっていった。この結果、オーストラリアは深刻な労働力不足に見舞われた。

上述のとおり、英国の植民地すべてで、その時点では奴隷制は廃止されていたので、正式にそう称することはできなかったが、発展の遅れていたクイーンズランド植民地では、流刑制度が廃止された直後の一八四二年から一九〇四年までの間、農園労働者を確保する必要から、事実上の奴隷制度が存在していた。初期には内陸に住むアポリジニが狩り出されて使役されていたが、やがてニューブリテン島やソロモン諸島に居住する先住民³¹⁾を狩り出し、使役することが始まった。これをBlackbirding³²⁾という。

クイーンズランド政府は、奴隷売買を規制する目的から、一八六八年ポリネシア人労働者法 (Polynesian Labourers Act of 1868) を制定した³³⁾。同法では、労働者は誘拐ではなく、任意に応募してきた労働者であることの証明を船主に義務づけた。形式的には彼らは奴隷ではなく、一年間に六ポンドの俸給を与えられる年季奉公 (indentured servitude) 労働者とされていたが、実際には俸給は支払われなかったと言われる³⁴⁾。同法は、同時に農園所有者にそこで働くポリネシア人労働者数を申告す

ると共に、三年以内に故郷の島に帰還させることも求めていた。しかし政府の監督官は、船長からの賄賂などで籠絡されていたため、この規制はほとんど効果を上げなかった³⁵⁾。

一八八三年〜一八八五年には、南太平洋の人的資源が枯渇してきたために、ニューギニアからの狩り出しが行われる様になった。しかし、彼らは労働力としては不適切だったので、その後は行われなかった³⁶⁾。

この実質的奴隷制度は、一九〇一年に太平洋諸島労働者法 (The Pacific Island Labourers Act 1901) が制定されるまで続くことになる。同年、白豪主義 (White Australia policy) を確立する移民規制法 (Immigration Restriction Act 1901) が制定されるが、同法制定の六日後に、同法の一部として制定されたのがこの法律で、これによりオーストラリア国内にいた南太平洋先住民全員が強制送還されたのである。同法に基づき送還されたのは七、五〇〇人に達した³⁷⁾。

(二) 東インド会社による中国貿易独占の崩壊

この時期、対中国貿易は英国東インド会社 (East India Company) が独占していた。しかし、英本国で産業革命が始まり、また、アダム・スミスが一七七六年に『国富論』を書くこと、スミス流の自由貿易論は、知識人や政治家の間で多数派を形成

し、東インド会社によるインド、中国貿易の独占状態を非難する声が高まった。

東インド会社の貿易独占は、国王の特許状 (Charter) に基づいており、それは二〇年ごとに更新されることになっていた。しかし、このように自由貿易論が強まると、更新は円滑には行われなくなり、まず一七九三年に、インド貿易の一部が自由化された。ついで一八一三年に、インドにおける独占貿易が終了した。そして、一八三三年には、中国との独占貿易も終了した。これにより、東インド会社の商社としての機能は終了したことになる。

すなわち、東インド会社の対中国貿易独占の終了と、オーストラリアにおける流刑制度の終了がほぼ同じ時期だったのである。しかも、他方において、阿片戦争の結果、一八四二年に締結された南京条約により、香港の割譲等の他、広州、福州、廈門、寧波、上海の五港が開港され、貿易の完全自由化を中国側に押しつけることに成功した。さらに第二次アヘン戦争とも呼ばれるアロー号戦争の結果一八六〇年に締結された北京条約で、イギリスや海外の商社が中国人を雇用する権利を承認させたことで、合法的にオーストラリア、アメリカ、カナダに中国人を送り込むことが可能となった。

この結果、多くの英国の会社が対中国貿易に参入し、彼らは

中国の低廉で優秀な労働力をオーストラリアに送り込み始めたのである。

(三) ゴールドラッシュと中国人問題

一八五一年二月に、ニューサウスウェールズ植民地のバサースト (Bathurst) 近郊で砂金が見つかった。日時は不明であるが、この前後の時期にヴィクトリア植民地のフランクリンフォード (Franklinford) でも砂金が見つかった。これをきっかけに、その周辺各地で続々と金が見つかった。そのため、世界各地から多くの人びとがオーストラリアに押し寄せてきた。一八五一年の時点ではオーストラリア全土の人口は四三万人程度に過ぎなかったのが一八七一年には一七〇万人にはね上がった大きな原因はそれであった。中国人も、この年に初めてオーストラリアに来たのである。³⁸⁾

この時点での金の採掘方法は、洗鉱 (alluvial mining) であった。すなわち、金の小さな塊は地表近くの土や砂や粘土に混じって存在していたので、大量の水でそれを洗えば、沈殿物の中に金が見つかるという方法である。この方法で金を採取するには特段の技術はいらないが、大変厳しい労働を必要とした。より多く労働すれば、より多くの金が得られた。

欧州人は一人か、せいぜい少数のグループで、特に金が豊

かな鉱床を採掘しようとした。そこで、より豊かな鉱床が見つかったという噂が流れると、それまでの鉱床を捨ててすぐに移動する傾向があった。この結果、実際に豊かになれた者はほとんどいなかった。

これに対し、中国人は、より優れた方法を導入した。彼らは大きなグループを作って、組織的に対象となる地域の全域を探索した。したがって、そこに金があれば、中国人グループは必ずそれを発見した。彼らは儉約して共同で生活し、ほとんどの中国人よりも長時間戸外で労働し、少ない収入でも満足した。

欧州人は、中国人に対して、一つ一つを取れば些細な、ステレオタイプの不満を持つようになっていった。すなわち、中国人は安息日にも働くとか、泥棒だとか、不衛生な習慣を持っているとか、低賃金で働くので賃金水準を引き下げるといったことである。こうした非難が正しいという証拠はなかったが、中国人は欧州人とは明確に異なる風俗習慣を持っていたから、欧州人が、彼らに人種的憎悪を抱くようになるのは時間の問題であった。

通常、各国の労働政党は産業革命による労働運動の高まりの中から誕生してくる。しかし、オーストラリアは今日においても基本的に第一次産業を基本としており、第二次産業を発達させていないから、その様な意味における労働運動は存在しな

かった。それに代わって、白人労働者を結集させたのが中国人問題である。

雇用者側としては、どうせ雇用するならば、元囚人で、怠惰で協調性もないくせに高給を要求する白人労働者よりも、勤勉で協調性があり、低賃金にも文句を言わない中国人労働者の方が、好ましい存在であることは明らかである。そこで、白人労働者たちは、折から始まった責任政府の下における議会上、中国人の規制を求めるようになった。

1 ヴィクトリア植民地

オーストラリアの各植民地の中で、労働者からの陳情に応えて、最初に中国人規制立法を制定したのはヴィクトリア植民地で、一八五五年のことであった。中国人移民法 (Chinese Immigration Act 1855) という通称を持つこの法律は、船の総トン数一〇トンごとに一人の割でしか中国人を乗せてくることはできず、かつ、上陸した中国人一人につき一〇ポンドの人头税を課するという内容であった。³⁹⁾

しかし、この法律は、ヴィクトリア植民地に直接上陸することを規制するだけなので、隣接する南オーストラリア植民地やニューサウスウェールズ植民地に上陸し、陸路ヴィクトリア植民地に入る中国人を防止することはできなかった。その結果、一八五七年までにヴィクトリア植民地の中国人労働者数は二万

五、四〇〇人に達していた⁴⁰。それに伴い、対中国人差別は深刻化していった。

一八五七年七月四日にバックランド谷 (Buckland Valley) で起きた暴動では、一〇〇人ほどの白人暴徒が中国人キャンプを襲撃している。多くの中国人が殴られ、バックランド河に投げ込まれ、その結果、少なくとも三名が死亡し、中国人キャンプの全施設が破壊されるという事態になっている。警察は暴動の首謀者一三名を逮捕したが、裁判で陪審員は全員を無罪とした。⁴¹

そこで、ヴィクトリア植民地議会は、規制をさらに強化した中国人規制法 (Chinese Regulation Act) を制定した。⁴² この法律は、入国時に一〇ポンドの人頭税を課するばかりでなく、滞在に当たり、一ヶ月に一ポンドの人頭税を課することを定めた。この法律は一定の効果を上げた。

2 ニューサウスウェールズ植民地

ニューサウスウェールズ議会在最初に中国人の移民数を制限する法案が提案されたのは一八五八年のことであったが、これは、雇業者側の意見を反映した議会により否決された。

北京条約が締結され、中国人労働者が一層流入してくることが予想された一八六〇年には、ニューサウスウェールズ植民地の金鉱で、反中国人暴動が繰り返し発生することになった。こ

の中で、一番有名なのが一八六一年六月三〇日の夜にランビング・フラット (Lambing Flat) で起きた暴動である。同時期に他でも暴動が起きたが、それら一連の暴動の総称としてランビング・フラット暴動 (The Lambing Flat Riots) という言葉が使われる。⁴³

この時期、約一、〇〇〇人の中国人が、ランビング・フラットの採金地で採掘を行っていた。この夜、約三、〇〇〇人の暴徒が、中国人をランビング・フラットから追い出せと叫んで採金地に雪崩れ込み、テントを破壊し、財物を強奪した。この暴動が起きたきっかけとしては、二つのことがあったといわれる。第一に、ニューサウスウェールズ植民地議会在、再度の中国人排除法の制定を否決したという噂が流れたことである。第二に、約一、五〇〇人の新しい中国人グループがやってくるといいう噂が流れたことである。

暴動が起きると、警察は直ちに出勤し、二週間後に暴動の首謀者三名を逮捕した。すると、七月二四日、今度は一、〇〇〇人の鉱夫が警察キャンプを襲撃した。警察は銃で応戦し、鉱夫一名が死亡し、多数が負傷した。結局、現地の治安を回復するために二八〇名の兵士等がシドニーから派遣され、一年にわたって現地に駐屯する事態となった。

こうした一連の暴動のため、ニューサウスウェールズ植民地

でも一八六一年には、最初の中国人移民規制制限法が成立した。この法律も、それに先行するヴィクトリア法と同じく、船の排水量一〇トンあたり一中国人乗客しか乗せられないものとし、かつ入国に当たつての人頭税として一人あたり一〇ポンドを徴収した⁽⁴⁴⁾。

これにより、同植民地への中国人の流入は阻まれることとなった。しかし、同法は中国人金鉱掘りの入国を阻むためのものだったので、ニューサウスウェールズ植民地におけるゴールドラッシュが終わつた一八六七年に廃止された⁽⁴⁵⁾。

3 クイーンズランド植民地

南部のヴィクトリア植民地やニューサウスウェールズ植民地における入国規制の強化に伴い、中国人達は北部のクイーンズランド植民地を目指すようになった。その結果、同植民地の中国人人口は増え続けた。クイーンズランドの中国人人口は、一八七一年に三、三〇〇人であつたものが、一八七七年には二〇、〇〇〇人に達したのである⁽⁴⁶⁾。

この結果、同植民地のパルマー河採金地 (Palmer River Goldfields) で、一八七七年、中国人鉱夫の数が白人鉱夫の人数を上回つたことから暴動が起きた。そこで、クイーンズランドでも、その一八七七年に、中国人移民規制制限法 (Chinese Immigrants Regulation and Restriction Act of 1877) を成立せ

せている。同法は、同植民地に入国する中国人に対し二〇ポンドの人頭税を課した⁽⁴⁷⁾。同時に採金地法 (Goldfields Act of 1874) を改正し、「アジア系及びアフリカ系人種 (Asiatic and African aliens)」に対し、金鉱夫として居住するに当たり許可証を必要とし、手数料を徴収することとして、中国人が金鉱夫になること自体の規制も強化した⁽⁴⁸⁾。この様な手数料は、中国人の負担限度を超えていたので、中国人の入国者数は減少に転じることになった。

また同植民地の場合、太平洋先住民の奴隷労働というより深刻な問題を抱えている。そこで、一八八〇年太平洋島労働者法 (The Pacific Island Labourers Act of 1880) や同法の改正法 (The Pacific Island Labourers Act of 1880 Amendment Act of 1884) が制定された⁽⁴⁹⁾。同法によれば、労働者を輸入するには許可証が必要とされ、しかもそれは熱帯ないし亜熱帯の農業労働者にのみ付与された。彼らは牧畜業に応募することは許されず、かつ海岸から三〇マイル以内の農園でのみ働くことが許された。同法の一八八四年改正法は、さらに明示的に家事労働、砂糖工場や海事産業につくことを禁止し、開墾、植栽や除草などの単純農業労働に限定した。これらの規定は、機関士、鍛冶屋、機械工、レンガ工のような熟練を要する仕事を白人労働者のために保護したのである。

4 西オーストラリア植民地

西オーストラリアは一八七四年に輸入労働者登録法 (Imported Labourers Registry Act of 1874) を制定した。⁵⁰これは事前に雇用契約を結んでいない外国人 (中国人、インド人、マレー人などを意味した) 労働者の入国を禁じる一方で、入国を許可された者が奴隷的扱いを受けないように保護する内容であった。一八八六年採金地法 (Goldfields Act of 1886) に至り、中国人の採金地での就労を禁じた。⁵¹換言すれば、それ以外の就労は禁じていなかった。人口の少ない西オーストラリアでは、それだけ中国人労働力に依存するところが大きかったのである。この結果、西オーストラリアで入国した上で、ニューサウスウェールズなど、中国人入国規制の厳しい植民地へ移動するという抜け穴が発生することとなった。

こうしたことから、ゴールドラッシュが終わったニューサウスウェールズでも、中国人はその後も様々な職場で働き続けた。例えば、オーストラリア蒸気船運航会社 (The Australasian Steam Navigation Company) では、一八七八年後半に、その雇用するオーストラリア人海員をすべて中国人海員に置き換えるという決定を行った。これに対し、オーストラリア人の全海員が一八七八年一月一七日に激しいストライキを敢行した。

オーストラリア憲法前史概説 (甲斐)

これはニューサウスウェールズ植民地だけでなく、ヴィクトリア植民地及びクイーンズランド植民地に跨がる、最初の全植民地ストライキであった。このストライキに対しては、ニューサウスウェールズ植民地の鉱夫及び三植民地の港湾労働者も支援した。

一月一七日には、二人の港湾労働者がスト破りをした結果、中国人乗組員を乗せて出航できたのでオーストラリア蒸気船会社は最低限の操業をすることができた。しかし、二月七日にその船が帰港してくると、群衆は同社に集まり、帰宅しようとしたスト破りにヤジを飛ばした。これに対し、六〇人の警官と六名の騎馬警官が群衆に突入し、多くの群衆を殴打するという騒動に発展した。結局、会社側と海員の間に一八七九年一月二日に、その後二年以内に中国人乗組員を全員解雇し、オーストラリア人海員を再雇用するという妥協が成立して解決した。⁵²この事件に象徴されるように、低廉な中国人労働者の流入により、白人は雇用機会を奪われ、あるいは給与水準の低下を招く事態が頻発してきた。

こうしてオーストラリアにおける初期の労働組合運動は、白人労働者が団結し、彼らの仕事を維持する権利のために戦わないう場合、白人は必然的に敗者となるという認識に、労働運動の成功は依存していた。そこで、一八七七年一〇月、西オースト

ラリアを除くすべての植民地から、各業種の労働者の代表が集まって最初の全植民地労働組合会議 (Intercolonial Trades Union Congress) が開かれ、中国人の排斥を決議した。⁵³ この会議は、その後、一八八四年及び一八八五年にも開催され、中国人の排斥を決議していく。

こうした白人労働者の運動の圧力の結果、まず南オーストラリアで中国人流入制限法が、全植民地会議 (Intercolonial Conference) の承認を得て成立し、ついでニューサウスウェールズやヴィクトリアでも同様の中国人流入制限法が成立した。⁵⁴ ニューサウスウェールズの法律の場合、船の排水量一〇〇トンあたり一中国人乗客しか乗せられないものとしていて、一八六一年法より格段に厳しいものとなっていた。かつ入国に当たつての人頭税としては一八六一年法同様に、一人あたり一〇ポンドを徴収した。⁵⁵

同法は一八八八年に廃止され、代わつて一八八八年中国人制限・規制法⁵⁶が制定された。同法は、前法をさらに厳格化し、船の排水量三〇〇トンにつき、一人の中国人乗客しか乗せることができないものとし、かつ入国にあつての人頭税を一〇〇ポンドに値上げした。これにより、それらの法で許容された例外的な者を除き、中国人のニューサウスウェールズへの入国ないし再入国を不可能にすることに成功した。

西オーストラリアでは、一八九〇年になって初めて自治権が認められたが、それと同時に同種立法を行った。

一八九六年、全植民地労働組合会議 (Intercolonial Trade Union Congress) は、それまでの中国人移民に対する反対を、全非欧州系人種に拡大することを決定した。この時が、白豪主義の明確な誕生と言うことになる。⁵⁷

一八九八年、ニューサウスウェールズ議会は移民制限法を制定した。⁵⁸ 規制対象を中国人から、大英帝国臣民を含むすべての非欧州系人種に拡大することを決定したのである。規制の手段は、悪名高い欧州文字の書き取りテストというものであった。

この結果、中国人口は全体としてはゆっくりと減少に向かった。しかし、シドニーの中国人口は逆に増加した。入国が認められる特殊なカテゴリーに属する中国人や、早くにオーストラリアに来ていて居住権を有するか、帰化していた中国人にとり、都市部はより魅力的なものとなったからである。

四 オーストラリア連邦の成立への道

(一) オーストラリア全植民地会議

各植民地が責任政府の形成を認められるようになるにつれて、植民地政府は先に述べたように全植民地会議という、各植民地を統括する機関を形成した。防衛、移民、貿易、労働、さらに

は国民としての誇りといった問題は、植民地時代の重要な課題に成長し、それらが植民地の統一を形成する上で大きな影響を与えた。

(二) オーストラリア連邦評議会

一八八一年一月に、全植民地会議が関税問題を討議するためにシドニーで開催された。ニューサウスウェールズなどの植民地は自由貿易を信奉していたのに対し、ヴィクトリア植民地だけは、保護関税は地域産業を支援し奨励する上で有効だとし、他の植民地からの輸入品にも関税を課していたのである。この問題に対処するために開催された会議であるにもかかわらず、それは、連邦議会のアイデアが出された最初の時として歴史に刻まれた。すなわちニューサウスウェールズ植民地の首相であったパークス (Sir Henry Parkes) が、このような植民地間の問題を解決するために、統一評議会を作るというアイデアを提案したのである。今日、パークスは「連邦の父 (Father of Federation)」と呼ばれている。

一八八三年一月及び一二月に、やはりシドニーで開催されたオーストラリア全植民地会合 (Australasian intercolonial convention) には六植民地ばかりでなく、ニュージージーランド植民地及びフィジー植民地も参加していた。その際、彼らは近隣

の島々も統合することを論議し、クイーンズランド植民地の首相グリフィス (Samuel Griffiths) は、オーストラリア連邦評議会を設立するための法案を起草することを提案した。

英国議会は、これを受けて一八八五年八月一四日に、オーストラリア連邦評議会法 (Federal Council of Australasia Act 1885 (UK)) を可決・成立させ、これに対応して各評議会もその国内法を成立させたので、ここに連邦評議会が成立した。しかし、ニューサウスウェールズ、ニュージージーランド及び南オーストラリアの各植民地は、この評議会に参加することを控えた。この評議会が何の行政権も持たず、また独自の財源を保っていないことが理由だった。特にこの時点で最も強力な植民地だったニューサウスウェールズ植民地の不参加は、この評議会が一八八九年に崩壊した大きな理由だった。しかし、これが連邦形成への第一歩であったことは間違いない。

(三) 第一次制憲会議

連邦評議会制度の不備を認識したパークスは、連邦形成に向けての第二の試みを一八八九年一〇月二四日に行った。テントフィールド芸術学校で、彼は「テントフィールド講演 (Tenterfield Oration)」と呼ばれる有名な講演を行い、その中で、連邦政府の必要性を説いたのである。パークスは、国土の

防衛のための統一的な植民地軍の必要性を説き、また連邦政府と連邦議会の詳細を定義する連邦憲法を定める目的での、オーストラリア評議会の開催を求めた。⁽⁵⁹⁾

全オーストラリア会議は、パークスを議長として、一八九一年三月から四月の間、シドニーの議事堂で開催された。各植民地及びニュージーランドからの代表団は、連邦の名称をオーストラリア連邦 (Commonwealth of Australia) と決めた。この憲法案は、米国憲法と、その時点で既に存在していたオーストラリアの基礎になる数々の英国法の混血とも言うべきものである。⁽⁶⁰⁾

会議の代表者は、自らの植民地議会に直ちにこの憲法草案を提示する立場にあったが、実際にはそれは実行されなかった。この理由は、一八九〇年代は、どの植民地政府も、深刻な経済不況と高い失業率、それに頻発するストライキ問題に目を向けていたことにあった。さらに、先に存在した連邦評議会がニューサウスウェールズの不参加により崩壊したことから、今度のそれにニューサウスウェールズが果たして全面的に支援しているのかどうかを確認するために、他の植民地が待機したことに原因があった。

(四) 第二次制憲会議

こうして、この時の試みは失敗したにもかかわらず、連邦を作るというアイデアそのものは決して忘れられたわけではなかった。オーストラリア出生者協会 (Australian Natives Association = ANA)⁽⁶¹⁾ は、一八九三年に、第二の憲法制定会議を開催することを提案した。この時は、制憲会議の代議員は、各植民地政府ではなく、各植民地の民衆から選挙されることとし、かつその成案は住民投票によって承認されなければならない点に、最初の制憲会議との違いがあった。これは、アメリカ合衆国憲法の制定と同じ方式であり、その強い影響が認められる。

第二次制憲会議 (一八九七—一八九八) は、アデレードで始まり、ついでシドニーに移動し、最後にメルボルンで開催された一連の会議という方式で行われた。パークスは、その前年に亡くなっていたので、この第二法憲会議には出席していなかった。彼に代わって、この会議では、その時点ではニューサウスウェールズ植民地上院議員であったバートン (Sir Edmund Barton) が指導者として活躍した。その結果、責任政府と民主主義を基本原則として、憲法草案は策定された。

ANAの提案に従い、一八九八年に、住民投票がヴィクトリア、ニューサウスウェールズ、南オーストラリア及びタスマニア

アの各植民地で行われた。その結果、四つの植民地すべてで過半数を獲得した。しかし、ニューサウスウェールズ植民地議会は、それ以前に、賛成投票が八万票を超えていた場合を除き、過半数の賛成があっても連邦憲法を受け入れないことを決めていた。他のすべての植民地で圧倒的多数の賛成が得られたにもかかわらず、ニューサウスウェールズでは唯一、賛成票は七万一五九五票に留まったので、憲法草案は議会を通過しなかった。

連邦が成立するためには、ニューサウスウェールズ植民地の全面的な支持が必要なのは明らかであった。そこで、ニューサウスウェールズ植民地の不満を解消するために、一般公衆はもちろん、メディアまでも閉め出して開催された植民地首相の秘密会議で、いくつかの点が修正された。その一つとして、連邦の首都はニューサウスウェールズ植民地の領土内に位置することが定められた⁶²。

住民投票の第二ラウンドは、一八九九年に行われ、賛成投票がニューサウスウェールズ、ヴィクトリア、南オーストラリア及びタスマニアの各植民地で過半数を占めた。クイーンズランドは、第一回の住民投票を実施しなかったし、この時も住民投票を行わなかった。仮にニューサウスウェールズが再び憲法案を拒否した場合には、クイーンズランドが投票をしても無駄なので、ニューサウスウェールズの投票結果を待ってから行うこ

とにしたのである。しかし、今回はニューサウスウェールズ州の賛成票は一〇万七四二〇票に達したので、これを受けてクイーンズランド植民地議会は、初めて実施法を可決し、賛成であることを確定した。

(五) 英本国の立法化

植民地は当然のことながら英国の支配下にあるので、連邦を設立するには、憲法案が法律として英国議会によって可決される必要があった。バートンなど数名がこのためにロンドンを訪問した。

オーストラリア連邦憲法 (The Commonwealth of Australia Constitution Act 1900 (UK)) は七月五日に議会を通過し、同九日にヴィクトリア女王の裁下を得た。

西オーストラリア植民地は、しかし、この時点ではまだ住民投票を実施していなかった。彼らは、憲法制定過程において、同州のみを対象とする特則を得たばかりではなく、連邦政府が大陸横断鉄道の建設を約束することを連邦参加の条件にしていたので、その約束がなされるまで住民投票をしようとしなかったのである。住民投票は一九〇〇年七月に実施され、他の植民地から金探しに来ていた有権者のおかげで、圧倒的多数で可決された。

植民地	授權法の可決	第1回住民投票	第2回住民投票
南オーストラリア	1895年12月20日	1898年6月4日	1899年4月29日
ニューサウスウェールズ	1895年12月23日	1898年6月3日	1899年6月20日
タスマニア	1896年1月10日	1898年6月3日	1899年6月27日
ヴィクトリア	1896年3月7日	1898年6月3日	1899年7月27日
クィーンズランド	1899年11月4日		1899年9月2日
西オーストラリア	1900年6月13日		1900年7月31日

出典 = <http://foundingdocs.gov.au/item-sdid-82.html>

ここまでの各植民地の承認状況を一表にまとめると次のとおりである。

ヴィクトリア女王は、九月一七日、オーストラリア連邦憲法法は一九〇一年一月一日に発効すると宣言した。

同月、英国生まれのホープ (John Adrian Louis Hope, seventh Earl of Hopetoun) が、現地における女王の代理人たるオーストラリア総督に発令された。オーストラリア生まれの人間が総督として発令されるのは、一九三二年に第九代総督として、オーストラリア最高裁判所 (High Court of Australia) 長官だったアイザックス (Sir Isaac Alfred Isaacs) が任命されるまで待つ必要がある。

さらに、オーストラリア人が総督となるという常例が確立するのは一九六五年に第一六代総督としてケーシー (Richard Gavin Gardiner Casey, Baron Casey) が任命された以降まで待たねばならない。現在のブライス (Quentin Alice Louise Bryce) は第二五代総督となる。

(六) 移民規制法

オーストラリアに到着した総督は、若干の紆余曲折があったが、衆目の一致するバートンを初代首相に任命した。これによりオーストラリアは内政自治権を獲得したが、外交権はなおイギリスの手にあった。

バートン内閣の最初の仕事は、総選挙の実施であった。オーストラリア連邦としての最初の選挙は一九〇一年三月九日に実施された。この選挙において、バートンを党首とする貿易保護党⁶⁴が無事に第一党としての地位を占めた。

新しい首都がキャンベラに建設されるまでの間、メルボルンのヴィクトリア州議事堂が暫定的に連邦議事堂として使われることとなり、三月一三日に、公式にオープンした。

バートンが連邦議会の最初の会期に提案し、英国王⁶⁵の裁下を一九〇一年十二月二三日に得て発効した制定法が、白豪主義のシンボルとして悪名高い移民規制法 (Immigration Restriction

Act 1901) である。⁽⁶⁶⁾

この法律の Immigration という言葉は、通常移民を意味するし、移民規制法というのは定訳となつていたので、本稿でもそれに従っているが、実際の内容は入国管理法である。

すなわち、同法は、特定の種類の人びとの入国については無条件で承認していた。具体的には、英国陸海軍軍人、オーストラリアの港に入港した船の船長及び乗組員、すでに移民が認められている者の家族、オーストラリアの元住民、外国政府から公務で派遣された者である。他方、特定の種類の者については自動的に入国を拒否していた。具体的には、病気に感染していた者、売春婦や売春斡旋業者として近時投獄された者、「馬鹿(idiots)」や「非常識(insane)」な者であった。

しかし、入国拒否の対象の筆頭に来るのは次の者である。

「入国官に、入国官立ち会ひの下で、それによつて指示されたところに従い、ヨーロッパ言語の五〇語からなる文章を口述筆記し、サインすることに失敗した者」⁽⁶⁷⁾

ここでの問題は、識字テストの対象が英語ではなく、ヨーロッパ言語とされていることである。したがつて、英語を全く話すことのできない移民でも、欧州系であればこの識字テストは容易に合格することができた。他方、中国人などの場合には、試験を難しくすることで、英語が日常レベルでは問題なく話せ

る者であっても落とされることになった。

「終わりに」

オーストラリア連邦が形成された理由には、いろいろなことが指摘される。しかし、建国後最初の内閣が貿易保護党であったこと、議会の最初の立法が移民規制法であったことに端的に示されるとおり、その中心的な目的が白豪主義にあったことは明らかであると考ええる。

以後の同国は、白豪主義を守るために、文字通り血の代価を支払うことになる。しかし、やがて流れが変わり、今日では、あらゆる人種の共存を目指すサラダボール国家を目指す存在となつている。その激動の歴史については、別稿に譲る。

(1) 本稿で使用している統計数値は、いずれもオーストラリア州統計局の資料による。

<http://www.abs.gov.au/websitedbs/censushome.nsf/home/data?opendocument&navpos=200>

(2) タスマン (Abel Janszoon Tasman、一六〇三年—一六五九年) は、ネーデルランドの探検家で、特に東インド会社(VOC)の命令で行つた一六四二—三年の航海と一六四四年の航海が有名である。一六四三年には現在のタスマニア島(彼の名にちなんで命名されている)とニュージーランド、フィジーへ到達した最初のヨーロッパ人となった。そして、翌一六四四年の航海で、本文に述べたとおり、

- オーストラリア大陸の西海岸を発見した。
- (3) Nova Hollandia は、ラテン語で新ホランドを意味する。ネーデルランドのホランド州は、現在は南北二州に分かれているが、アムステルダム、ロッテルダム、デン・ハーグなどが所在すること示されるとおり、同国の中心的な州である。これが訛って、日本で同国が一般にオランダと呼ばれる原因となっている。
- (4) 一七六六年、王立協会はクックを金星の日面通過の観測を目的に南太平洋へ派遣した。タヒチ島でその観測を行った後、クックは南太平洋を探検し、一七六九年にニュージーランドに到達し、さらにタスマニア島に行こうとして嵐に流され、一七七〇年、オーストラリア東海岸を発見したのである。
- (5) Terra nullus は、ラテン語で何人にも属さない土地を意味する。ローマ法上の概念であり、一八世紀の国際法においては、いかなる国の主権にも服していない土地ないし従前存在した主権が失われている土地を意味した。欧州列強は、他国を侵略する方法として三つの法的手段を有していた。第一に征服であり、英国のインド征服などが代表例である。第二に割譲であり、南京条約による香港の割譲などが代表例である。そして第三が、この無主の土地の先占で、ネーデルランドによる台湾の占有などが代表例である。
- (6) フリンダースが一八一四年に著した書“A Voyage to terra Australis”は広く読まれ、同書の中で彼がこの大陸を“Australia”と呼称したことから、ニューサウスウェールズの総督マコーリー(Lachlan Macquarie)は、一八一七年にこれを公式に認定することを勧告し、これを受けて一八二四年に英国海軍法により正式にこの大陸の名前が Australia とされた。このため、フリンダースはオーストラリア大陸の名付け親といわれる。
- (7) 海賊法の正式名称は次のとおりである。
An Act for the further preventing Robbery, Burglary, and other Felonies, and for the more effectual Transportation of Felons, and unlawful Exporters of Wool (4 Geo. I cap. 11)
- (8) Albion はイギリスの古名で「White Land」(白亜の国、白い国)を意味しており、グレートブリテン島の南部海岸をドーバー海峡から眺めると、白亜質の断崖が白く見えることに由来すると言われる。
- (9) New South Wales Act 1787 (27 Geo III c 2) (UK)。なお参照 = Law & justice in Australia
http://www.sl.nsw.gov.au/discover_collections/history_nation/justice/index.html
- (10) 西オーストラリアの歴史については、次を参照。
<http://www.centre.wa.gov.au/175thAnniversary/BriefHistory/Pages/ArrivaloftheFirstSettlers.aspx>
- (11) 南オーストラリアに下された勅許状の原文は次を参照。
http://foundingdocs.gov.au/resources/transcripts/sa2_doc_1836.pdf
- ここは、他の植民地と異なり、流刑地ではなく、自由民の入植で植民地が建設され、流刑地とならなかった点に大きな特徴がある。
- (12) ニュージーランドについては、次の文献を参照。
田中嘉彦「ニュージーランドの議会制度―議会改革の史的展開と政治システムの変容―」国立国会図書館調査及び立法考査局レファレンス平成二四年九月号五一頁以下。
- (13) New South Wales Act 1823 (4 Geo IV c 96) (UK)
- (14) Australian Courts Act 1828 (9 Geo IV c 83) (UK)
- (15) カナダ植民地統治法 (31 Geo. 3. c.31) は、別名を聖職者基金

法 (Clergy Endowments Act) である。正式名称は An Act to repeal certain Parts of an Act, passed in the fourteenth Year of his Majesty's Reign, intituled, An Act for making more effectual Provision for the Government of the Province of Quebec, in North America: and to make further Provision for the Government of the said Province. である。一七九〇年六月一〇日に英国議会を通過し、一九七一年十二月二十六日施行された。

(16) 連合法の正式名称は次のとおり。

The British North America Act, 1840 (3 & 4 Victoria, c.35)

(17) モールズワース委員会一八二八年報告書の内容については次を参照。

<http://www.victorianweb.org/history/transpor.html>

(18) オーストラリア統治法 (Australian Constitution Act 1842 (5 & 6 Vic c 76) (UK)) の内容については次のサイトを参照。

<http://www.legislation.qld.gov.au/LEGISLTN/CURRENT/A/AustConstA1844.pdf>

(19) 一八五〇年オーストラリア統治法 (Australian Constitutions Act 1850 (13 & 14 Vic c 59) (UK)) の内容については次のサイトを参照。

http://foundingdocs.gov.au/resources/transcripts/vic3_doc_1851.pdf

(20) ニューサウスウェールズ植民地憲法 (New South Wales Constitution Act 1855 (UK)) の原文は、次のサイトを参照。

http://www.legislation.qld.gov.au/LEGISLTN/REPEALED/N/NewSoWConA1855_01A.pdf

(21) タスマニアに対して、タスマンは東インド会社総督の名をよび

て Van Diemen's Land という名を付けており、この時点では英国もそれにしたがっていた。彼らは一八五四年に憲法草案を作成し、一八五五年にヴィクトリア女王の裁下をえている。英国がタスマンの業績を記念して、タスマニアと改名するのは一八五六年のことである。

<http://foundingdocs.gov.au/item-sdid-34.html>

(22) ヴィクトリア植民地憲法については次を参照。

<http://foundingdocs.gov.au/item-sdid-19.html>

(23) 南オーストラリア植民地憲法については次を参照。

<http://foundingdocs.gov.au/item-sdid-42.html>

(24) クイーンズランド植民地憲法については次を参照。

<http://www.legislation.qld.gov.au/LEGISLTN/CURRENT/C/ConstA1867.pdf>

(25) 西オーストラリア植民地憲法については次を参照。

<http://foundingdocs.gov.au/item-sdid-12.html>

(26) New Zealand Constitution Act 1852 (UK) (15 & 16 Vict. c. 72) (正式名称は「ニュージールランド植民地に代表制憲法を認許する法律 (An Act to grant a Representative Constitution to the Colony of New Zealand) 」)

(27) 全植民地会議については、次を参照。

http://www.abc.net.au/ra/federasi/temal/aus_timeline_e.pdf

(28) Somerset v Stewart (1772) 98 ER 499

(29) 正式名称は An Act for the Abolition of the Slave Trade (47° Georgii III, Session 1, cap. XXXVI) である。その内容については次を参照。

http://www.pdavis.nl/Legis_06.htm

- (30) 正式名称を An Act for the Abolition of Slavery throughout the British Colonies; for promoting the Industry of the manumitted Slaves; and for compensating the Persons hitherto entitled to the Services of such Slaves. (3° & 4° Gulielmi IV, cap. LXXIII) とする。その内容については、次を参照。
http://www.pdavis.nj/Legis_07.htm
- (31) 太平洋の先住民はカナカ (Kanaka) と呼ばれた。この言葉は、太平洋の島々から各地の英国植民地に強制動員された労働者を指すものであって、特定の人種名ではない。この言葉は、本来は、ハワイ語で kanaka 'oiwi ないし kanaka maoli という言葉の一部で、白人を意味するという。Kanaka だけだと人を意味する。
- (32) Blackbird とは、本来黒人を意味する蔑称であった。しかし、一八六〇年以降において、労働者を誘拐ないし欺罔手段により獲得する手段を言うようになった。明治五年（一八七二年）に横浜港に停泊中のマリア・ルス号（ペルー船籍）内の清国人苦力を奴隷であるとして日本政府が解放した事件は、その有名な事例である。同事件に示されるように、初期の段階では、ペルーにおけるグアノ採掘のための労働者獲得が主たるものであった。しかし、一八七〇年代になると本文に述べたように、クイーンズランド植民地のサトウキビ農園の労働者確保のための活動が中心となっていた。
- (33) 同法の内容については次のサイトによっている。これはクイーンズランド州政府の公文書サイトである。
<http://www.archives.qld.gov.au/Researchers/Exhibitions/Top150/026-050/Pages/040.aspx>
- (34) オーストラリア人権委員会 (Australian Human Rights Commission) “A history of South Sea Islanders in Australia” によ
- る。
<http://www.humanrights.gov.au/race-archives-history-south-sea-islanders-australia> Australian
 (35) James A. Michener & A. Grove Day, *Bully Hayes, South Sea Buccaneer*, in *Rascals in Paradise*, London: Secker & Warburg 1957
- (36) 一八四八年の時点で、ニューギニア島の西半分はすでにネーデルランドが領有を宣言していたが、東半分の領有を主張する者はまだいなかった。一八八三年六月に植民地クイーンズランド総督は、ロンドンの植民地相との事前協議抜きで、先行的にニューギニア島の一四一度以東について領有を宣言し、その後、ロンドンにその宣言の承認を求めた。しかし、植民相のダービー卿 (Lord Derby: Edward Henry Stanley、第一五代ダービー伯爵) はこの申請を却下した。この時点では、英国は、スエズ運河株式会社のエジプトのパシヤの持ち分を一八七五年に買い取るなど支出が多く、オーストラリアに関していえば、従来の植民地を維持するので一杯で、違法な奴隷の供給地を確保するための目的で、新しい植民地を管理する経費を負担する余裕はなかったのである。
- (37) 出典＝注(35)参照。
- (38) Andreas Schloenhardt 著 “Migrant Smuggling: Illegal Migration and Organised Crime in Australia and the Asia Pacific Region” Martinus Nijhoff Publishers 五二二頁参照。
- (39) 正式名称を the Act to make Provisions for Certain Immigrants (Chinese) (18Vic 39, 12 June 1855) とする。
 出典＝<http://foundingdocs.gov.au/item-dtd-82.html>
 以下の言葉が使われているが、中国人は移

民してきたわけではなく、契約労働者として入国したのである。すなわち、同法は実際には外国人労働者入国規制法であって、移民規制法ではない。これは、これ以降に紹介するすべての中国人移民規制法に共通する用語法である。

- (40) Andreas Schloenhardt 著 “Migrant Smuggling” 五三頁参照。
- (41) Myra Willard 著 “History of the White Australia policy to 1920”. Routledge, 一四頁—二六頁参照（原著は一九六七年刊であるが、二〇一〇年に復刻されている）。
- (42) 正式名称を An Act to regulate the residence of the Chinese Population in Victoria (Vic, 20 Vic.41.) とする。
出典＝http://www.austlii.edu.au/au/legis/vic/hist_act/aatrtrtopiv595.pdf
- (43) 対中国人暴動は、金が産出した Spring Creek, Stony Creek, Back Creek, Wombat, Blackguard Gully, Tipperary Gully 及び Lambing Flat で一八六〇年から一八六一年にかけて発生した。
出典＝注(41)参照。
- (44) 中国人移民規制限法 (Chinese Immigrants Regulation and Restriction Act of 1861 25 Vic No 3) の内容については次を参照。
<http://www.legislation.nsw.gov.au/sessionalview/sessional/act/1861-28a.pdf>
- (45) 中国人移民規制限法廃止法＝Chinese Immigration Act Repeal Act of 1867 31 Vic No 8 (repealed by Statute Law Revision Act 1898)
<http://www.legislation.nsw.gov.au/sessionalview/sessional/act/1867-8a.pdf>
- (46) Andreas Schloenhardt 著 “Migrant Smuggling” 五四頁。

オーストラリア憲法前史概説 (甲斐)

- (47) 前注参照。
- (48) James Jupp 著 “The Australian People: An Encyclopedia of the Nation, its People and their Origins” 八六—二頁。
- (49) 同法の内容については次を参照。
http://foundingdocs.gov.au/resources/transcripts/qld4_doc_1884.pdf
- (50) オーストラリアにおける一八七四年輸入労働者規制法については、次を参照。
[http://www.slp.wa.gov.au/pco/prod/FileStore.nsf/Documents/MRDDocument:15133P/\\$FILE/ImportedLaborRegistryAct1874_00-00-00.pdf?OpenElement](http://www.slp.wa.gov.au/pco/prod/FileStore.nsf/Documents/MRDDocument:15133P/$FILE/ImportedLaborRegistryAct1874_00-00-00.pdf?OpenElement)
- (51) 同じく採金地法については、次を参照。
[http://www.slp.wa.gov.au/pco/prod/FileStore.nsf/Documents/MRDDocument:14845P/\\$FILE/GoldfieldsAct1886_00-00-00.pdf?OpenElement](http://www.slp.wa.gov.au/pco/prod/FileStore.nsf/Documents/MRDDocument:14845P/$FILE/GoldfieldsAct1886_00-00-00.pdf?OpenElement)
- (52) 出典＝http://www.takver.com/wharfe/aa286_01.htm
- (53) Andreas Schloenhardt 著 “Migrant Smuggling” 五四頁参照。
- (54) Andreas Schloenhardt 著 “Migrant Smuggling” 五四頁参照。
- (55) 一八八一年中国人流入制限法 (Influx of Chinese Restriction Act of 1881 45 Vic No 11) の原文は次のサイトで読むことができます。
<http://www.legislation.nsw.gov.au/sessionalview/sessional/act/1881-23a.pdf>
- (56) 中国人制限・規制法 (Chinese Restriction and Regulation Act of 1888 52 Vic No 4 (repealed by Statute Law Revision Act 1924)) は、次のサイトで読むことができます。

<http://www.legislation.nsw.gov.au/sessionalview/sessional/act/1888-15a.pdf>

- (57) 労働組合の「反中国人から、白豪主義への転換時点については次を参照。

http://unionsact.org.au/index.php?option=com_content&task=view&id=14&Itemid=17

- (58) 移民規制法 (Immigration Restriction Act 1898 No 3 (repealed by Statute Law Revision Act 1924)) の原文は、次を参照。

<http://www.legislation.nsw.gov.au/sessionalview/sessional/act/1898-3.pdf>

- (59) テンターフィールド講演の原文については、次を参照。

<http://www.henryparkestercenterfield.com/sir-henry-parkes/henry-parkes-tenterfield-oration-1889>

- (60) 一八九一年に刊行された Howard Willoughby 著「Australian Federation: Its Aims and its Possibilities」という本(二〇〇一年にシドニー大学図書館により復刻されている。)の序文は、米国を模範とするべきだと、次のように述べている。

「オーストラリア連邦の支持者達は、大英帝国よりも米国、カナダ、スイスなどを例えれば好むといわれる。しかし、大英帝国は、何時の日か、連邦の一員になる事はあるかもしれないが、連邦では無い。(中略)我々は、連邦を形成するために連邦に関する情報を求めているに過ぎない。カナダ、スイス及びドイツはその連邦に関する理念を米国に求めており、そして、米国の建設者達はその連邦共和国という理念と共に英国の憲法を維持しているということを想起しなければならない。ワシントンと彼の同僚達は、英国政府と戦ったが、しかし、同時に彼らは英国制度を、彼らが

知る限りで最善のものとして、一般的に賞賛していたのである。」
(61) オーストラリア出生者協会は、オーストラリア生まれ(但し西欧系に限り、原住民を含まない)の男性の相互扶助組織である。一八七一年にメルボルンでヴィクトリア出生者協会として誕生したが、一八七二年には早くも全豪的組織に発展している。本来は、病氣、医療、葬儀等における相互互助を目的としていたが、本文に述べたようにオーストラリア連邦成立に当たって主導的な役割を果たした。

- (62) 現行オーストラリア憲法一二五条一項は次の様に定めている。

連邦政府の所在地は、議会が決定する。その所在地は、連邦に権限が付与され、または連邦によって取得された領域内にあつて、連邦に帰属するものでなければならぬ。また、その所在地は、ニューサウスウェールズ州内にあつて、シドニーから少なくとも一〇〇マイル離れていなければならない。

- (63) 憲法九五条に次の様な規定がある。

1 この憲法の規定にかかわらず、西オーストラリア州議会は、同州が基本州の一つである限り、均一関税が賦課された後の最初の五年間においては、同州に移入される物品で、本来連邦の領域外から輸入されたものではないものに対して、関税を賦課することができる。この関税は、連邦が徴収する。ただし、かかる物品への関税の賦課については、最初の一年間は、均一関税が賦課されたときに施行されている西オーストラリア州法律より賦課される当該物品への関税額を超えてはならず、また、二年目、三年目、四年目及び五年目については、当該西オーストラリア州法により当該物品に賦課される関税額の、それぞれ五分の四、五分の三、五分の二、五分の一を超えてはならない。本条の規定により賦課

される関税は、均一関税が賦課されてから五年を経過したときは、これを賦課することができない。

2 前項の五年間において、本条の規定に基づいて物品に賦課される関税が、同一の物品の輸入に対して連邦が賦課する関税よりも高い場合には、連邦の領域外から西オーストラリア州に輸入される物品に対しては、その高い方の関税を賦課する。

(64) 貿易保護党 (Protectionist Party) は、正式には一八八九年から一九〇九年まで存在した。基本的にはヴィクトリア州を基盤とする政党で、ニューサウスウェールズ州農村部でも強かった。その主たる主張は、オーストラリア産業保護のための保護関税の設置と労働者保護であった。

(65) ヴィクトリア女王は一九〇一年一月二二日に崩御した。したがって、この時点では英国王はエドワード七世となっていた。

(66) 一九〇一年移民制限法の原文は、次のサイトで読むことができる。

http://foundingsdocs.gov.au/resources/transcripts/cth4ii_doc_1901a.pdf

(67) 同法三条a項の規定である。原文は次のとおりとなっている。
Any person who when asked to do so by an officer fails to write out at dictation and sign in the presence of the officer a passage of fifty words in length in an European language directed by the officer.

